

の中止を求める請願書について、採択賛成の意見を申し上げます。

消費税は2014年4月1日から8%への大増税強行により日本と地域経済は深刻な増税不況となっています。ほとんどの業種で売り上げ減となり、不況型倒産は表にあらわれない廃業なども入ると増税前の3倍となっていると言われております。

政府は消費税は社会保障のためと言います。しかし、この増税での増収分5兆円のうち社会保障の充実に使うのはたった1割の5,000億円だけです。26年前から始まった消費税の総額は282兆円です。この間、大企業減税は255兆円で、消費税の9割に当たります。だから、社会保障は悪くなる一方なのです。

消費税は所得にかかる税金ではなく、売り上げにかかる税金であるため、消費税を商品に転嫁できない中小企業や個人の事業者などは、赤字でも身銭を切り消費税を払わなくてはなりません。消費税は公平な税金と言う方もいますが、近代社会では税金は応能負担が原則です。消費税は低所得者も大金持ちも一律にかかり、税金、税の大原則に反するものです。ここに10%の消費税が来たらどうなるのか。しかも安倍政権は増税法附則第18条3項を削除し、景気がどうなろうと増税を断行すると言っています。増税すればさらに消費は落ち込み、地域経済は大打撃です。税収がふえるどころか、国の財政をさらなる危機に追い込みます。増税はきっぱりと中止をすべきです。

消費税に頼らなくても十分やっていける道はあるのです。大企業、富裕層からのその収入に応じて負担してもらい、大企業の内部留保285兆円の一部を回し、国民の所得をふやし、内需を高めるようにすれば景気がよくなり、税収も上がり、消費税に頼らなくても社会保障も財政再建も十分可能になります。とるべき道はこの道なのです。

よって、請願第2号 消費税増税の中止を求める請願の賛成意見を申し上げ、議員の皆様の賛同をお願い申し上げます。

○小関勝助議長 通告による討論が終わりました。これから採決いたします。

請願第2号について、総務委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請願第2号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○小関勝助議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択と決定いたしました。

文教常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、文教常任委員会の審査の報告を求めます。

高橋孝夫文教常任委員長。

(高橋孝夫文教常任委員長登壇)

○高橋孝夫文教常任委員長 平成27年第2回市議会定例会において文教常任委員会に付託をされました議案7件について、審査しました経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月10日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしました。

それでは、議案第14号から議案第19号 指定管理者の指定について申し上げます。

議案第14号は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、長井市中央地区公民館運営協議会を指定管理者に指定し、長井市中央地区公民館、長井市勤労青少年ホーム、長井市民体育館及び長井市テニスコートの管理を行わせるため提案されたものであり、議案第15号から

議案第19号は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、長井市致芳地区公民館運営協議会ほか4地区公民館運営協議会を指定管理者に指定し、各地区公民館の管理を行わせるため提案されたものです。

これら6件の議案については関連があることから、一括して審査を行いました。

質疑に入り、委員からは、地区公民館については、これからコミュニティセンターを目指すということになっているが、コミュニティセンターとはどういうものか、市民にはわかりにくいところがある。どういうことを目指していくのか、もう少しはっきりすべきではないのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、今日の地区を取り巻く状況については、生涯学習だけでなく、福祉、防災などいろんな問題があり、それらを解決するためには、公民館という社会教育の枠を一旦外して地域という枠組みの中で考える必要がある。地域づくり計画をつくるということがその一つの重要なポイントになるだろうと考えている。計画をつくることで地区全体の課題や地域の資源を見直し、その計画の中でお互いに話し合い、共通のものにしていくということがコミュニティセンターや地域づくりの基本的なスタートになると考えているとの答弁を受けました。

また、委員からは、社会教育だけではなく、幅広く地域のことを含めて自主的にみずからやってもらいたいということだけではなく、住民サービスを含めて地域がよくなるのだということがないと市民に受け入れられないのではないか。庁内で十分に議論して考えなければならぬと思うがどうかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、第5次総合計画の方向性の中で、各地区がそれぞれ個性を持ち、魅力あるものになっていくということがこれから目指す方向であると考えている。コミュニティセンターの考え方、あるいはこれから進むべき方向につい

ては、市長部局、教育委員会一緒になって市民の理解を得られるような形となるよう検討していきたいとの答弁を受けました。

また、委員からは、各地区公民館のこれまでの指定管理のあり方に対する評価が示されたが、評価に差が見られたところがあった。指定管理者の要件をどう考えているか。例えばこれから地域づくり計画を立てるに当たっては、運営協議会の内情次第によっては住民の考え方が反映されているのかどうか問題になってくると考える。各地区公民館運営協議会のあり方や実態、組織、内情などについて教育委員会で聴取したことはあるか。また、各地区公民館の評価に凹凸が余りあり過ぎないように行政の指導、監督をお願いできないかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、運営協議会の委員の名簿は確認しているが、内情などについては確認していないとの答弁を受け、また教育長からは、指定管理のルールや制度上のこともあるが、住民に直結する施設であるので、サービス面、運営面でのマイナス要素がある場合は改善を図っていただくよう十分に連携をとっていきたいとの答弁を受けました。

また、委員からは、長井市民体育館については、雨漏りの問題が解決されていない。使用する市民にも危険が及ぶし、指定管理者も自己評価の中で問題点として指摘している。指定管理をお任せするときにクリアすべき問題であると考えるがどうかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、体育館を含め、地区公民館の施設についてはかなり老朽化している状況である。順次予算要求をして少しずつ改善しているが、体育館について全部をやると考えるとかなりの金額になり、今年度対応ができなかった。施設の老朽化、緊急度を勘案しながら今後も整備を要求していきたいとの答弁を受けました。

討論に入り、委員からは、これまでそれぞれ指定管理者として公民館の事業運営に大変尽力

をいただき、おおむね地区に根差した公民館ということで運営していただいていると思う。今回の指定管理については、これからコミュニティセンターを目指すという新たなスタート、検討が入ってくるわけだが、行政側の考え方をきちんと統一しながら、十分な指定管理者との協議を経て、市民に理解できるような取り組みをしていただくことを希望する。あわせて指定管理者の採点については、単に点をつけるということではなく、問題点、課題、これからの行政としての要望などを含めて相互にわかり合えるような採点方法について検討、実施をしていただくことを希望し、本案に賛成であるとの意見が出されました。

採決の結果、議案第14号から議案第19号までの6件については、いずれも全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、株式会社デーシーエスを指定管理者に指定し、長井市立図書館の管理を行わせるため提案されたものです。

質疑に入り、委員からは、本来、図書館の指定管理については公募であるべきで、今までやってきたからという単純な考えで非公募にするのは制度上問題があると考えます。次回以降は公募にすべきと思うがどうかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、さきの議会の意見に対する答弁に従い、今回は公募でやらせていただくとの答弁を受けました。

また、委員からは、以前指定管理者から来館者へのサービスとしてコーヒーなどが出せないかという提案があった。当時は法的にできないということだったが、一昨年、文教常任委員会で佐賀県武雄市の図書館を視察をした際に、法的にはクリアしていると聞いた。今後利用者に対するサービスということで検討していく必要

があると思うがどうか。また、図書館については老朽化に伴う施設整備計画のなかの一つであると思うが、その際に検討する考えはあるかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、今の図書館の施設の中でコーヒーなどの飲食のサービスができる体制がとれるかについては、法的な部分も含めて改めて調べさせていただきたい。なお、市民の声としては、ブックカフェや図書館に付随して喫茶という機能が要求されていると思われる。新しい施設の建設に当たっては強く要望していきたいとの答弁を受けました。

また、委員からは、公立図書館の最大の利点は、膨大な閲覧冊数があることだと思う。その強みを生かしながら、住民サイドの観点から十分な市民サービスが行えるような指定管理者の選定を強く希望する。さらに施設整備についてもそういう観点を十分取り入れて、新しい図書館建設に向けた方向性を出してほしいとの意見が出され、教育長からは、これからの新しい図書館については、非常に要望が高く、複合的な機能を持つ図書館ということを考えなければならない。図書館本来のレファレンスの機能は非常に大事であり、それに応えられるようなレベルの蔵書が必要になってくる。さらに国会図書館からも本を借りることができるというネットワークを生かす。それに加えて今回出たような市民がほっとできるようなスペースの提供についても、先進事例があるわけなので、必ず実行できるものであると思っている。今後調べさせていただき、市民に喜ばれる施設整備に向けて努力していきたいとの答弁を受けました。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教常任委員会の報告を終わります。

○小関勝助議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第8、議案第14号 指定管理者の指定についてから日程第14、議案第20号 指定管理者の指定についてまでの7件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第8、議案第14号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第14号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第15号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第15号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第16号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第17号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員

の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第17号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第18号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、議案第19号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第19号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第20号 指定管理者の指定についての1件について、文教委員長報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○小関勝助議長 起立全員であります。

よって、議案第20号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○小関勝助議長 次に、厚生常任委員会の審査の